

**新型コロナウイルス感染症に伴う部活動実施上の留意事項
(令和2年6月29日以降)**

3つの「密」(①換気の悪い「密」閉空間 ②多数が集まる「密」集場所 ③間近で会話や発声をする「密」接場面)が、それぞれ感染リスクとなることを踏まえ、以下の内容について十分留意して行うこと。

[共通事項]

- 1 活動への参加については、保護者の理解を得た上で、無理をさせないように配慮する。
- 2 部活動開始時に、生徒の健康チェックを必ず行い、体調の変化を確認する。発熱(37℃以上)等の風邪の症状があるなど、体調不良の生徒の参加は認めない。
- 3 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教員等が活動状況を確認する。
- 4 学校の部活動の方針に基づいた適切な活動時間、活動日(適切な休養日の設定)の中で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 5 体育館・柔剣道場・教室等の活動場所が密閉空間とならないよう、2方向以上の窓を同時に開けるなど、換気に努める。
- 6 体育館・ホール等で生徒が密集しないよう、部員数を考慮して活動場所のローテーション等を工夫する。
- 7 更衣場所(更衣室及び部室等)については、複数の部が集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどの工夫をするとともに、換気に努める。
- 8 部活動開始前、休憩中、終了後など、手洗いをこまめに行わせる。
- 9 生徒が手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチなど)は、消毒液等を使用して活動前後に清掃する。
- 10 熱中症対策として、短い間隔で休憩をとり、水分補給を確実に行わせる。
- 11 7月14日までは、対外試合(公式戦・練習試合等)、合同練習、演奏会等については、無観客であっても行わないこととし、7月15日以降は実施可能とする。対外試合等の移動においては、必要な感染防止対策を十分に行う。

※7月15日以降は、県外遠征も可能とする。

※県の内外を問わず、宿泊を伴うものは行わない。

(合宿や宿泊を伴う遠征が実施可能となる時期は改めて通知する。)

[運動系部活動に関する事項]

- 1 部活動再開から4週間程度は運動量や運動強度を加減し、生徒の体力の回復状況などを確認しながら運動の質や量を少しずつ高めることにより、けがの防止に努める。また、各競技の中央団体が作成しているガイドラインを参考に、段階を追っての活動を行う。
- 2 屋外や屋内の換気の良い環境であっても、2メートル程度の間隔を空けるとともに、しばらくの間は、対人練習などの生徒同士の接触を極力避け、人の密度を下げることに留意して行う。密集や接触の可能性が高い活動については、地域の感染状況などを踏まえて、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。
- 3 運動中、マスクの着用は必要ないが、見学者にはマスクを着用させる。

[文化系部活動に関する事項]

- 1 屋外や屋内の換気の良い環境であっても、2メートル程度の間隔を空けるとともに、個人練習、少人数の活動や必要に応じて屋外での練習を取り入れるなど、いわゆる3密を避ける工夫をする。密集や接触の可能性が高い活動については、地域の感染状況などを踏まえて、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。
- 2 管楽器演奏や歌唱などでは2メートル程度の間隔を空けるとともに、対面での活動を控えるなど、活動の隊形についても工夫をする。
- 3 楽器や小道具等の使い回しは避ける。やむを得ず使用するときは、使用前に消毒を行うとともに、使用の前後で必ず手洗いを行わせる。
- 4 複数の生徒が触れる可能性があるもの（ピアノの鍵盤、楽器等）はこまめに消毒する。
- 5 調理等を伴う活動では、近距離や向かい合わせになることを避け、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理及び前後の手洗いを徹底する。
- 6 管楽器演奏時やダンスの練習中等はマスクを着用する必要はないが、それ以外の場合は原則としてマスクを着用させる。
- 7 演奏会や発表会では、不特定多数の観覧者が集まる形式は当面の間控える。
※不特定多数の観覧者を入れての演奏会等の実施時期については、改めて通知する。